

岐阜市環境審議会 環境基本計画検討部会設置要領

平成29年5月30日 決裁

平成31年3月25日 改正

(設置)

第1条 岐阜市環境基本計画（以下「計画」という。）の策定に関し、専門的に調査審議するため、岐阜市環境基本条例（平成18年岐阜市条例第61号。以下「条例」という。）第24条第8項の規定に基づき、岐阜市環境審議会（以下「審議会」という。）に環境基本計画検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事務は、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮に関する事項
- (2) 環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に関する事項

2 部会は、調査審議した結果を審議会に報告するものとする。

(組織)

第3条 部会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、条例第24条第9項の規定により、審議会の会長がこれを指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、部会の目的を達成するまでとする。ただし、審議会委員としての任期を超えることはできない。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会には、部会長1人及び副部会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、会議の議長を務め、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、条例第25条第4項の規定により、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

2 前項に基づき、委員以外の者を出席させる場合は、予算の範囲内で報償費を支払うものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、環境部環境政策課において行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。